

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信主任技術者の配置要件の見直し	
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 電話番号: 03-5253-5862 e-mail: shisutemuka@soumu.go.jp	
評価実施時期	平成21年8月31日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 電気通信事業者による電気通信役務の安全・信頼性の向上</p> <p>【内容】 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、現在は、業務区域が複数の都道府県にまたがっているかいないかに関わらず、事業用電気通信設備を直接管理する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任しなければならないこととしているが、業務区域が複数の都道府県にまたがるような場合には、原則、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することとする。ただし、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内において複数の都道府県を兼任可能とするなどの措置を講ずることとしている。</p> <p>【必要性】 ネットワークのIP化の進展により、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間に及ぶ事案が発生していることから、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速な障害対応が可能な体制を整備する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>省令: 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)第3条 告示: 電気通信主任技術者選任の範囲を定める件(昭和60年郵政省告示第231号)</p>
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合であって、本改正により課される新たな配置要件を現状において満たしていない電気通信事業者にとっては、新たに電気通信主任技術者資格保有者から電気通信主任技術者を選任する必要があることから、そのためのコストが発生すると考えられるものの、アウトソーシング先の資格者を電気通信主任技術者として選任することが従来より可能であり、また、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内において複数の都道府県を兼任可能とする措置を講ずることとしており、電気通信事業者にとって必ずしも負担の大きいものではないと考えている。</p>	
(行政費用)	<p>本改正に伴って、新たな配置要件が課されることとなる電気通信事業者から、新たな配置要件にかかる電気通信主任技術者の選任の届出が出されることとなるため、その処理のための事務的負担は増加するが、新たな金銭的負担は発生しない。</p>	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	<p>本改正によって、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督が強化され、これまで未然に防ぐことができなかった障害を防ぐことや、発生した障害に対してより迅速に対処することが可能となるなど、ネットワークの安全・信頼性のより一層の向上が図られることが期待され、そのメリットを広く国民が享受できることとなると考えられる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本改正により一部の電気通信事業者にとっては費用負担が発生することが想定されるものの、障害の未然防止及び障害発生時の迅速な対応が可能な体制を整備するためには必要な措置である。また、国民にとって日常生活に欠くことのできないライフラインである通信の障害発生件数の減少及び障害発生時の復旧時間の短縮によって、通信をより安心・信頼して利用できるようになる。以上により、新たに見込まれる便益の方が、上述の費用よりも大きいと考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>本改正案は、平成19年度情報通信審議会答申(諮問第2020号「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち情報通信ネットワークの安全・信頼性対策に関する事項(一部答申))において、提言された事項を踏まえたものである。また、平成20年度に開催したIPネットワーク管理・人材研究会(有識者、主要電気通信事業者、関係団体等が構成員として参加)において取りまとめられた報告書においても、当該制度導入の必要性の高さについて言及している。なお、この情報通信審議会答申及び研究会の報告書取りまとめの際に実施した意見募集において、反対意見の提出はなかった。</p>	
レビューを行う時期又は条件	当該制度を導入後、技術の発展等により、状況の変化があった場合には、適宜見直しの検討を行う。	
備考		